

宇都宮大学成績優秀者表彰（学業奨励奨学金）規程

制 定 平24 規程第8号
一部改正 平27 規程第24号
" 平28 規程第55号

（趣旨）

第1条 この規程は、宇都宮大学学則第52条及び宇都宮大学大学院学則第26条に規定する表彰のうち、学業成績及び人物が共に優れている者に授与する表彰に関し、必要な事項を定めるものとする。

（表彰の基準）

第2条 表彰は、学業成績及び人物共に優れている者に授与するものとし、その評価については、次のとおり行うものとする。

- 一 学部学生については、各学部において在学年次の学業成績及び学習態度、社会貢献その他について評価するものとする。ただし、学業成績については「宇都宮大学におけるGPT・GPA制度の取扱いに関する要項」第3条第2項に定める算式により得られた年度GPAが、原則として2.90以上の者とし、卒業年次学生にあつては、通算GPA（この場合において、通算GPAは、原則として2.90以上とする。）及び卒業論文を総合して評価するものとする。
- 二 大学院学生については、各研究科において在学年次の学業成績及び学習態度、社会貢献その他について評価するものとする。ただし、修了年次学生の学業成績については、1年次から累積された成績の平均値及び修士論文を総合して評価するものとする。

（被表彰者の人数）

第3条 被表彰者の人数は、次の表のとおりとする。

学部・研究科	人 数
地域デザイン科学部	4人（各年次1人を原則とする。）
国際学部	4人（各年次1人を原則とする。）
教育学部	8人（各年次2人を原則とする。）
工学部	12人（各年次3人を原則とする。）
農学部	8人（各年次2人を原則とする。）
国際学研究科（博士前期課程に限る。）	1人

(宇都宮大学成績優秀者表彰(学業奨励奨学金)規程)

教育学研究科	1人
工学研究科(博士前期課程に限る。)	7人
農学研究科	2人

(被表彰者の推薦及び決定)

第4条 各学部長及び各研究科長は、候補者を学長に推薦する。

2 学長は、前項の推薦に基づき、学務委員会の議を経て、被表彰者を決定するものとする。

(表彰の方法)

第5条 表彰は、卒業又は修了年次学生にあつては学位記授与式において、その他の学生にあつては入学式において、学長が表彰状を授与することにより行うものとする。

2 学長は、表彰状及び学業奨励奨学金を贈呈する。

(学業奨励奨学金の額)

第6条 学業奨励奨学金の額は、10万円とする。

(学業奨励奨学金の授与方法)

第7条 学業奨励奨学金は、第5条の表彰後、速やかに被表彰者本人の預金口座に振り込むものとする。

(事務)

第8条 表彰に関する事務は、学務部学生支援課において処理する。

附 則

1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

2 宇都宮大学奨学金(奨励賞)要項(平成17年7月25日学長裁定)は廃止する。

附 則

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

2 この規程の施行の日において、平成28年3月31日以前から引き続き在学する学部学生については、なお従前の例による。